

徳島県田園環境検討委員会等設置要綱

最終改正 令和 6 年 1 月 2 6 日付け農山第 7 6 4 号

（名 称）

第 1 条 本委員会は、徳島県田園環境検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 委員会は、食料・農業・農村基本法の制定等により、環境に配慮した整備施策の展開が重要な課題となっていることを踏まえ、農業農村整備事業を実施するに際し講じるべき田園環境の保全対策に係る調査・計画・実施に資するための検討・助言等を行う。

（委員会の任務）

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、農業農村整備事業に係る次に掲げる事項を行う。

- （１）田園環境への配慮の観点から事業計画案を検討・評価
- （２）個別地区での自然生態系保全対策等に係る助言
- （３）調査結果の分析・検討成果の情報交換
- （４）その他、前条の目的を達成するために必要となる事項

（委 員）

第 4 条 委員は 5 人とし、次に掲げる者のうちから、農林水産部長が委嘱する。

- （１）学識経験者
- （２）団体活動従事者
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期開始が年度途中などにより、これによりがたい場合は、この限りでない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決めるものとする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会 議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（事務局）

第 7 条 委員会の庶務は、農山漁村振興課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日から施行する。
この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 2 月 1 4 日から施行する。

徳島県田園環境検討委員会 委員名簿

(令和7年3月現在)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
井藤 大樹	徳島県立博物館自然課 主任	
河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	
住友 美佐子	J A 徳島女性組織協議会 会長	
板東 達生	徳島県土地改良事業団体連合会 常務理事	
森 紗綾香	NP0法人 人と自然とまちづくりと 副理事長	

(アイウエオ順)